

愛知県みよし市長 小山 祐 殿

報 告 書

令和7年12月24日
みよし市内中学校における盗撮等事案に関するプロジェクトチーム

目 次

第1 はじめに	3
第2 本件事案の概要とその背景	
1 本件事案の概要	3
(1) 1件目	3
(2) 2件目	3
2 背景	4
(1) 子どもの性被害の現状	4
(2) 性犯罪、性暴力等にかかる教職員の懲戒処分の現状	4
(3) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	5
(4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の成立と日本版D B Sの導入	7
第3 本P T設置の経緯と検討経過等	
1 本P T設置までの経緯	7
2 本P Tの構成	8
3 本P Tの検討経過	8
(1) 会議	8
(2) 市教委が実施したアンケート調査の概要	9
(3) 市教委によるヒアリングの概要	10
(4) 本P Tが実施したアンケート調査の概要	10
第4 本P Tの検討結果	
1 本件事案の現場の確認	10
2 本件事案の当事者からのヒアリング	10
(1) 当事者からのヒアリング	10
(2) 本件事案①について	11
(3) 本件事案②について	12
3 本件事案における学校及び市教委の初動対応について	13
(1) 学校の初動対応について	13
(2) 市教委の初動対応について	18

4 本件事案の被害生徒、在校生及び保護者に対する対応	20
(1) 被害生徒、在校生及び保護者に対する対応の概要	20
(2) 被害生徒、在校生及び保護者に対する対応の検討	21
5 これまでの教職員に対する不祥事防止の指導、啓発活動など	22
(1) 各学校における取り組み	22
(2) 各学校における取り組みの検討	22
6 市教委の実施したアンケート（生徒、保護者）について	22
(1) アンケートの実施	22
(2) アンケート回答の概要	22
(3) アンケート結果の検討	24
7 教職員に対するアンケートについて	24
(1) アンケートの実施	24
(2) アンケート回答の概要	25
(3) アンケート結果の検討	27

第5 再発防止策について

1 総論	28
2 各論	29
(1) 教職員の研修、啓発のあり方	29
(2) 児童生徒に対する教育、指導のあり方	30
(3) アンケートの定期的な実施と対処	31
(4) 盗撮を含む性暴力の予兆に対する早期の対処と情報の集約	31
(5) 教職員のカメラ、スマートフォンの取扱い	33
(6) 盗撮の防止	35

第6 終わりに

第1 はじめに

本報告書は、みよし市内中学校において、令和7年7月16日に発生した2件の教職員による盗撮事案（以下「本件事案」という。）を受け、その事実関係の確認、原因分析、被害者の保護及び再発防止策を検討するために設置されたプロジェクトチーム（以下「本PT」という。）が、検討の結果をまとめたものである。

本PTは、本件事案の深刻さを重く受け止め、被害生徒への配慮と安全確保を最優先に、学校の現状および課題について多角的に検証を行った。

第2 本件事案の概要とその背景

1 本件事案の概要

（1）1件目（以下「本件事案①」という。）

① 発生日時

令和7年7月16日（水）正午頃

② 発生場所

市内中学校 プール更衣室・管理室

③ 加害者

同校常勤講師（以下「加害教員①」という。）

④ 行為概要

加害教員①は、水泳授業の終了後、同校女子生徒が女子更衣室で着替えていた際、女子更衣室に隣接するプール管理室において、プール管理室と女子更衣室を隔てる壁面の上部隙間から女子更衣室に向けてスマートフォンをかざして、盗撮した。

（2）2件目（以下「本件事案②」という。）

① 発生日時

令和7年7月16日（水）午後6時頃

② 発生場所

市内中学校 プールサイド

③ 加害者

同校教諭（以下「加害教員②」という。）

④ 行為概要

加害教員②は、同校を訪問した同校卒業生とプールサイドで水質検査を実施していた際、同卒業生の背後から、同卒業生のスカートの下にスマートフォンを差し入れて、盗撮した。

2 背景

本件事案の検討にあたっては、近時の子ども（＊子どもの表記については、子供、子ども、こどもがあるが、本報告書では子どもとする）に対する性暴力事案の増加、特に教員の児童生徒に対する性暴力の増加という状況とその要因、子どもに対する性暴力等を律する法律の現状と今後を把握しておく必要がある。

子どもに対する性暴力は、子どもの性的知識の未熟さやその立場の弱さを利用して行われるという特徴がある。

すなわち、教育現場は、① 教員が子どもに対して支配的・優越的立場に立つという関係があり（支配性）、② 教員が子どもと生活を共にするなどして、子どもと継続的に密接な関係をもち（継続性）、③ 保護者その他の第三者の監視の目が行き届かない状況を作り出すことが容易である（閉鎖性）という特殊な状況にあり、このような教育現場は、一般的に性犯罪・性暴力が起きやすい環境であるという要因があることに注意を払う必要がある。

（1）子どもの性被害の現状

内閣府男女共同参画局は、令和5年6月13日に「こども・若者の性被害に関する状況等について」を公表している。

そこには、若年層（16歳から24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害（言葉、視覚、身体接触、性交、情報ツール）に遭っていること、そのうち身体接触を伴う性暴力被害は12.4%、性交を伴う被害は4.1%であったことが報告されている。

また、令和4年における強制性交等罪の認知件数のうち、被害者が10代以下の割合は41.7%、0歳から12歳の被害者数は平成30年と比較して1.43倍に増加していること、加害者は学校関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）、交際相手、SNSなどインターネット上で知り合った人が多いことが報告された。

そして、被害者からは、「異性と会うのが怖くなった」、「誰のことも信じられなくなった」、「夜眠れなくなった」、「自分に自信がなくなった」など様々な変化を経験しているとのヒアリング結果も報告された。

このような調査と報告にもとづき、内閣府は、女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現を目指し、性犯罪、性暴力対策のさらなる強化、とくに子どもへの性犯罪・性暴力の根絶のための取り組みや被害者支援を強化していくことを宣言した。

（2）性犯罪、性暴力等にかかる教職員の懲戒処分の現状

他方、文部科学省が公表した「令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、令和5年度に性犯罪、性暴力等により懲戒処分を受けた教職員は320

名（前年度241名）、うち懲戒免職となった教職員は実に195名（前年度153名）に上っている。

その数値は、令和2年度の懲戒処分者が201名であったことからすると、約1.6倍に増加している。

ちなみに、令和5年度の愛知県における性犯罪・性暴力等にかかる懲戒処分を受けた教職員は9名、うち懲戒免職は7名であった。

そして、その被害者が児童生徒であった割合は68.8%、そのうち自校の児童生徒であった割合は54.1%であった。

すなわち、近年、性犯罪、性暴力等により懲戒処分を受けた教職員は急増しており、しかも、その約半数は、被害者が自校の児童生徒であるということが明らかくなっている。

（3）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年施行）

子どもへの性犯罪、性暴力に対する法律としては、すでに令和3年に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定されている。その目的、基本理念等は、以下のとおり定められている。

① 目的（第1条）

この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とするものである。

② 「児童生徒性暴力等」の定義と禁止

この法律では、「児童生徒性暴力等」を以下のとおり定義づけている（第2条3項）。

- i 児童生徒等に性交等をすること又は児童生徒等をして性交をさせること
- ii 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等にわいせつな行為をさせること
- iii 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態

を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為をすること

- iv 児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを作ること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること
 - イ 衣服その他の身に着けるものの上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着または身体を撮影し、または撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- v 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを作ること

本件事案の盗撮行為は、この定義（第2条3項）のうち、第iv号ロに該当するものであり、同法第3条において、明確に禁止されているものである。

③ 基本理念

この法律には、基本理念（第4条）として、

- i 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に關係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。
- ii 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行なわなければならない。
- iii 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行なわなければならない。
- iv 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む）となりうる行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置が取られることを旨として行なわなければならない。
- v 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない。

と定められている。

この基本理念は、本件事案を契機に、みよし市における課題と対策を検討する上で、その基本に据えなければならないものであると考える。

(4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の成立（令和6年6月）と日本版DBSの導入（令和8年12月施行予定）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」に加え、令和6年6月、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下、こども性暴力防止法という）が制定され、令和8年12月までに施行される予定となっている。

こども性暴力防止法は、子どもへの性暴力を防止するための様々な措置を講じることが定められ、その一つとして対象事業者に、子どもに接する仕事に就く者の性犯罪歴の確認を義務付ける措置がとられることとなった。

この法律は、イギリスのDBS（Disclosure and Barring Service）制度を参考に制度設計がなされたものであり、今後、こども家庭庁により、日本版DBSの具体的運用のガイドラインが示される予定である。みよし市としても、その具体的な指針に従い、新規採用教職員、現職教職員の性犯罪歴の確認申請等を行うことになる。

なお、DBSを含むイギリスにおけるセーフガーディングシステムについては教職員の性暴力等の防止を検討するにあたり参考になるものである。

第3 本PT設置の経緯と検討経過等

1 本PT設置までの経緯

令和7年7月16日、みよし市内中学校において、教職員による前記本件事案①及び本件事案②の盗撮事案が立て続けに2件発生した。

本件事案①については、同月17日、みよし市役所において、小山祐みよし市長（以下「市長」という。）及びみよし市教育委員会（以下「市教委」という。）が記者会見を行い、同日、当該学校において臨時の保護者会を実施し、事案の概要、在校生・保護者に対する心のケア体制、再発防止策等の説明を行った。また、本件事案②については、同月27日、当該学校において臨時の保護者会を実施し、事案の概要、在校生・保護者に対する心のケア体制、再発防止策等の説明を行った。

本件事案の発生を受け、市教委は、同年8月13日、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようするために現状を把握し、学校における性暴力防止に向けた取り組みを検討するため、市内全小中学校の児童生徒の保護者及び全中学校の生徒を対象に、「学校における性暴力への意識調査について」のアンケートを実施した。

また、子どもが安心して守られる権利を保障するため、同月22日、市長は、本件事案について、事実関係の確認、原因分析、被害者の保護及び再発防止策の検討を第三者の立場から公正かつ専門的に行うために外部の専門家・有識者からなるプロジェクトチームを設置する旨の要綱を定め、同年9月1日、本P.T.が設置された。

2 本P.T.の構成

本P.T.は、以下の3名で構成された。

- ・会長 大見 宏（弁護士）
- ・委員 杉原 浩介（弁護士）
- ・委員 河野 莊子（大学教授・臨床心理士・公認心理師）

3 本P.T.の検討経過

本P.T.は、令和7年9月1日、第1回会議を開催し、以後、本日（同年12月19日）までに以下のとおり合計8回の会議（WEB会議1回を含む）を開催した。

本P.T.は、事実関係の確認、検証のため、第1回会議では本件事案の現場確認を行い、第2回会議では両加害教員からのヒアリングを予定していたが、両加害教員からの協力が得られず、ヒアリングを実施できなかったため、事前に市教委が両加害教員からヒアリングした報告書についての検討を行った。

また、本P.T.は市教委が実施した「学校における性暴力への意識調査について」のアンケート結果の検証をしつつ、これに加えて、独自に市内全小中学校の教職員や各学校を対象としたアンケートの実施、防犯カメラ設置にかかる運用要領を検証するなどして、本件事案の発生に至った背景や学校の管理体制、本件事案発生後の学校の対応、被害生徒や在校生及び保護者に対する支援状況を調査し、適切な改善策を見出すための調査を進めた。

その後も、本P.T.は、上記確認、検討した事項や調査結果、それに対する見解及び報告書への反映方針等に関する検討を重ね、同年12月19日開催の第8回会議における最終の調整を経て、本報告書をまとめたものである。

（1）会議

会議・開催日	内容
第1回会議 (令和7年9月1日)	①本件事案の現場確認 ②市長挨拶 ③委員紹介 ④会長選任 ⑤日程調整
第2回会議 (令和7年9月22日)	①生徒・保護者アンケート結果の考察、検証

	②教職員を対象としたアンケート、ヒアリング実施について ③学校及び市教委の初動対応、事後対応について ④被害生徒及び在校生の保護、支援策等について ⑤防犯カメラの設置について
第3回会議 (令和7年10月6日)	①防犯カメラの設置について ②不祥事防止のための教職員研修について ③教職員対象アンケートの実施について ④生徒・保護者アンケート実施後の対応について ⑤被害者保護について
第4回会議 (令和7年11月5日)	①教職員対象アンケート結果の考察、検証 ②防犯カメラの設置について ③市教委の再発防止策等について ④報告書の構成について
第5回会議 (令和7年11月17日)	①学校の管理体制・校内環境の確認、検証 ②再発防止策について ③報告書の構成について
第6回会議 (令和7年12月3日)	報告書案についての協議
第7回会議 (令和7年12月12日)	報告書案についての協議
第8回会議 (令和7年12月19日)	報告書最終協議

(2) 市教委が実施したアンケート調査の概要

実施時期	内容	対象者	回答数
令和7年8月	学校における性暴力への意識調査	市内全中学校の生徒の保護者	718
令和7年8月	学校における性暴力への意識調査	市内全小学校の児童の保護者	1015
令和7年8月	学校における性暴力への意識調査	市内全中学校の生徒	514

(3) 市教委によるヒアリングの概要

実施日	対象
令和7年7月28日、8月4日	加害教員①、本件事案①の当該校長、教頭
令和7年7月25日	加害教員②、本件事案②の当該校長

(4) 本P.T.が実施したアンケート調査の概要

実施時期	内容	対象者	回答数
令和7年10月	不祥事防止に関する調査	市内全小中学校の教職員	335
令和7年11月	市教委の不祥事防止対策等の20項目の実施状況	市内全小中学校	12

第4 本P.T.の検討結果

1 本件事案の現場の確認

令和7年9月1日、本P.T.は、本件事案が発生した各校を訪問し、本件事案の現場を確認した。

本件事案①の現場を確認したところ、プール管理室側からプール管理室と女子更衣室との間の壁面上部の隙間にスマートフォンをかざすためには、プール管理室内にある机を女子更衣室側の壁面に移動させ、同机の上に立って、手を伸ばした状態にしなければならないことが確認された。なお、現場確認時、プール管理室と女子更衣室との間の壁面上部の隙間は、白い板が張られて、天井と壁面との間に隙間がないようにされており、物理的にプール管理室から女子更衣室を盗撮することが不可能な状態に改修されていた。また、学校敷地内に設置された防犯カメラ（通用口から学校敷地内への不法侵入を監視するためのもの）により、プール入口付近を確認することができるものの、同防犯カメラによりプールへの出入りの全てを把握できるものではなかった。

本件事案②の現場は、校舎から離れた場所にあり、プールに隣接する体育館は当時、改修工事がされていたり、プールの周りはフェンスで囲まれていたりする等、周囲からプールの中が見えづらい状況にあった。なお、プールへの出入りを確認できる場所には防犯カメラの設置はなかった。

2 本件事案の当事者からのヒアリング

(1) 当事者からのヒアリング

本件事案①については令和7年7月28日、同年8月4日に、本件事案②については同年7月25日に、市教委の担当者が、各加害教員、各当該学校長等に対するヒアリングを実施した。

なお、前述のとおり、本PT設置後、本PTから両加害教員に対して再度ヒアリングの申出を行ったが、両加害教員からの協力が得られなかつたため、本PTによる両加害教員に対する直接のヒアリングは実施できなかつた。

よつて、以下のヒアリングの内容は、市教委による両加害教員に対するヒアリングについての報告に基づくものである。

(2) 本件事案①について

ア 加害教員①のヒアリング要旨

- ・ 令和7年7月16日正午頃、女子更衣室で水泳授業後の女子生徒が更衣していることを知りながら、隣の管理室で、管理室と女子更衣室との間の壁面上部の隙間からスマートフォンを手に持って女子生徒の着替えを撮影しようとしたことは間違いない。
- ・ 撮影の態様は、管理室の机に乗つて、背伸びして隙間からスマートフォンをかざした。
- ・ 当日の2時間目に急に撮影しようと思つ立つた。水泳授業の最後の日で、終わるのでやつてしまつた。
- ・ 撮影の動機・目的は、今でも答えが見つからない。中学生を性的な目で見たことも、盗撮に興味があつたわけでもない。撮つてどうしようとかの考えはなかつたが、撮つて興奮するかなと思って、止められなかつた。今は、生徒の涙等を見て後悔している。
- ・ 当日の午後は学級の個別懇談会を行つていたが、途中で、自分のスマートフォンを教頭に預けた。
- ・ 懇談会後の警察官の事情聴取で、スマートフォンのカメラの起動時間と被害時間が同じである等の指摘を受け、撮影行為を認めた。
- ・ 過去に学校内外で盗撮行為をしたことはない。
- ・ これまでに教職員の不祥事防止の研修や指導を受けていたが、他人事のよつな感じで話を聞いていた。
- ・ 生徒・保護者に対しては、多くの人に迷惑をかけ、信頼を得なければいけない立場であるのに申し訳なく思つ。また、同僚等に対しては、自分の行動を見つめ直し、人生をかけて償つていくしかないと思つてゐる。

イ 加害教員①のヒアリング結果の検討

上記のとおり、加害教員①は、市教委のヒアリングにおいて、水泳授業の終了後、同校女子生徒が女子更衣室で着替えていた際、女子更衣室に隣接するプール管理室において、プール管理室と女子更衣室を隔てる壁面の上部隙間から女子更

衣室に向けてスマートフォンをかざして盗撮したことを認めており、加害教員①のスマートフォンのカメラの起動時間と被害時間が同じであること、加害教員①以外に上記盗撮行為を実行できる者がいないこと等からすると、加害教員①が上記盗撮行為を実行したものと認定できる。

なお、加害教員①は、盗撮の動機について、これまで中学生を性的な目で見たこともなく、盗撮に興味があったわけでもない、計画性もなく、急に思い立って実行した旨を供述しているが、前述のとおり、プール管理室側からプール管理室と女子更衣室との間の壁面上部の隙間にスマートフォンをかざすためには、プール管理室内にある机を女子更衣室側の壁面に移動させ、同机の上に立って、手を伸ばした状態にしなければならず、加害教員①がそのような手間をかけてまで盗撮をしていることからすれば、何ら盗撮に興味もなく、突然思い立ってした行為としてはあまりにも不自然であり、突発的な行為というよりはある程度の計画性をもって行ったものであると考えられる。

(3) 本件事案②について

ア 加害教員②のヒアリング要旨

- ・ 令和7年7月16日午後5時30分頃に卒業生が来校し、同日午後6時頃にプールサイドで水質検査を実施していた際、盗撮行為をしたこと間に違はない。動画を撮影した。
- ・ 卒業生が水質検査を行うためにプールから水を汲み、薬剤を入れて上にかざしているところを、下から撮影した。スマートフォンの動画撮影を開始させた状態で、スマートフォンを右足の膝のあたりに持つて、卒業生の後ろから撮影した。
- ・ 卒業生がプールから水を汲むためにしゃがんだ際に、見えそうだなと思って性的欲求がわき、上にかざしたときに無防備だったので、撮れそうだなと思った。
- ・ 卒業生とは、同月7日にLINEでやり取りをして学校で会う約束をしていたが、盗撮を計画していたわけではない。
- ・ 令和7年4月以降、被害生徒（卒業生）を含む数名の卒業生が来校した際に、複数名の卒業生との間でLINEの連絡先を交換した。
- ・ 生徒等とのSNS上のやりとりについては、卒業生のみで、在校生とのやりとりはないので、何かあったときの駆け込み寺という意識であった。
- ・ 撮影の動機・目的は、どんな下着をはいているか性的興味があり、撮影した動画を見返すために撮影した。
- ・ 撮影した動画は、撮影後に見返し、翌日以降に本件事案①の話を聞いたので削除した。自分以外の人に見せたり、拡散等はしていない。
- ・ 過去に盗撮行為をしたことはないが、そのような動画を観ることは好きだった。

- ・ 本日（令和7年7月25日）、盗撮行為を認めたが、同月22日の時点で家族に話をしていたものの、どうしたらしいか結論が出ず、表面上は取り繕っていたが、内心はぐちゃぐちゃな思いであった。
- ・ これまでに教職員の不祥事防止の研修や指導を受けていたが、自分に都合が良いように考えていた。体育なので、良くも悪くも距離が近くなり、いけないと思いながらも仕方ないと思っていた。
- ・ 生徒・保護者に対しては、裏切ってしまった、顔に泥を塗ってしまったという思いである。また、同僚等に対しては、恩を仇で返してしまった、頭を下げても下げるきれないという思いである。
- ・ 早く被害者に落ち着いてほしい。学校や家族、その他様々なところに対して申し訳ない。後悔しかない。

イ 加害教員②のヒアリング結果の検討

上記のとおり、加害教員②は、市教委のヒアリングにおいて、同校を訪問した同校卒業生とプールサイドで水質検査を実施していた際、同卒業生の背後から、同卒業生のスカートの下にスマートフォンを差し入れて盗撮したことを認めており、加害教員②以外に上記盗撮行為を実行できる者がいないこと等からすると、加害教員②が上記盗撮行為を実行したものと認定できる。

なお、加害教員②は、盗撮行為の計画性を否定する供述をしているが、事前に被害生徒と会う約束をしていること、盗撮等の動画を観ることが好きであったこと、スマートフォンの写真撮影機能ではなく動画撮影機能で盗撮行為を実行していること等からすれば、突発的に盗撮行為を実行したというよりも、ある程度の計画性をもって盗撮行為を実行したものと考えられる。

3 本件事案における学校及び市教委の初動対応について

(1) 学校の初動対応について

① 本件事案①について

(ア) 学校の初動対応の概要

【令和7年7月16日（水）】

- ・ 午後0時3分頃 本件事案①が発生。
- ・ 午後0時15分頃 被害生徒らから報告を受けた加害教員及び担任、被害生徒らが保健室に移動し、その後、養護教諭及び教頭が被害生徒らから事情を聴取。
- ・ 午後1時10分頃 学校から市教委に本件事案①発生の報告。
- ・ 午後1時13分頃 学校から豊田警察署に通報。
- ・ 午後1時30分頃 豊田警察署員及び市教委職員が来校し、以後、警察官による任意捜査に協力。

- ・午後2時50分頃 警察官の指示により、教頭が学級で個別懇談会を行っていた加害教員①からスマートフォンを預かる。
- ・午後6時20分頃 校長が、加害教員①に事情聴取をしていた警察官から、加害教員①が事実を認めた旨の報告を受け、加害教員①は豊田署に任意同行される。
- ・午後6時35分頃 学校から市教委へ、加害教員①の任意同行の報告。

【令和7年7月17日（木）】

- ・午後3時10分頃 みよし市役所において、記者会見を実施（市長、市教委、校長が出席）。
- ・午後7時10分頃 臨時保護者会を実施（市長、市教委、校長、教頭等が出席）。

（イ）学校の初動対応についての検討

当該学校には、非常時における対応に関して、危機管理マニュアルが備えられていたものの、同危機管理マニュアルにおいては、地震、台風等風水害の自然災害や火災、登下校時の事故、外部からの不審者侵入、弾道ミサイル発射時等が非常事態として想定されており、校内において犯罪行為が発生した場合は想定されていなかった。

本件事案①発生後、すぐに養護教諭及び教頭が被害生徒らから事情を聴取し、事案発生から約1時間後には、学校から市教委への報告及び豊田警察署への通報がなされており、また、その後は警察による任意捜査に協力し、加害教員①による行為が判明後は、記者会見及び臨時保護者会を実施し、マスコミ及び保護者に対して、本件事案①の概要や生徒、保護者に対する心のケアの体制、再発防止策の説明等がされており、校内における犯罪行為の発生に対する初動対応としては、必要最低限の対応はなされているものと評価できる。

もっとも、本件事案①発生後、事案発生現場にいた加害教員①に対しては特に詳しい事情聴取等を行わず、そのまま加害教員①に予定されていた学級の個別懇談会を実施させ、警察官からの指示があるまで加害教員①のスマートフォンを預かることもしていなかったことは、今回、偶々加害教員①がスマートフォン内のデータ削除等の証拠隠滅行為をしていなかったことから大きな問題にはなっていないが、仮にデータ削除等の証拠隠滅行為がされ、本人が行為を否認する等していれば、本件のように早期に事案の解明に至らなかった可能性もあり、この点に関しては、校内の犯罪行為の発生に対する初動対応として不十分なところもあったと評価せざるを得ない。

② 本件事案②について

（ア）学校の初動対応の概要

【令和7年7月18日（金）】

- ・午前8時30分頃 被害卒業生が学校に電話。同人が指定した教員（元学年主任）が離席していたため、電話を取り次げず。
- ・午後2時00分頃 被害卒業生が学校に電話し、元学年主任の教員に対して、7月16日に学校を訪問した際、加害教員②からスカートの中を盗撮された疑いがある旨を相談。ただし、被害卒業生は、相談した事実を加害教員②に知られたくないとの意向を示した。
相談を受けた上記教員が、上記相談内容を教頭に報告し、教頭から校長に報告。
学校から被害卒業生の保護者に対し架電するもつながらなかった。
- ・午後4時30分頃 校長及び教頭が加害教員②に対し、SNS上で生徒・卒業生と個人的なやり取りをしないことや対応を一人でしないこと等の指導を行うにとどめ、盗撮に関する聴取は行わなかった。

【令和7年7月22日（火）】

- ・午前11時00分頃 市教委宛に、「7月16日に被害卒業生が学校を訪問した際、加害教員②に盗撮されたらしい」旨の匿名のメールが届き、市教委職員が当該学校を訪問し、校長、教頭及び加害教員②に対し、事実確認を行った。
加害教員②は事実を否定し、同人のスマートフォンの画像記録等を確認したが、盗撮画像等は発見されなかった。

学校から被害卒業生の保護者に対し架電するもつながらなかった。

【令和7年7月24日（木）】

- ・午後5時30分頃 市教委宛に当該学校の保護者から、本件事案②の内容がLINEで拡散されている旨の電話があり、市教委から校長にその旨を報告。
- ・午後6時30分頃 当該学校のPTA役員が来校し、教務主任に対し、本件事案②の内容がLINEで拡散されている旨を伝える。

【令和7年7月25日（金）】

- ・午前9時00分頃 学校から被害卒業生の保護者に架電し、後日、臨時保護者会を開催予定であることを伝える。
- ・午前11時30分頃 校長が加害教員②に対し、再度、事実確認をしたところ、加害教員②は事実を否定。また、後日、臨時保

護者会を加害教員②の同席で実施することを告げたところ、加害教員②は同席に同意した。

- ・午後0時15分頃 加害教員②が校長に対し、本件事案②の事実を認める発言。
- ・午後0時20分頃 学校から市教委に、加害教員②が本件事案②の事実を認めたことを報告。
その後、校長及び教頭が、加害教員②から事情聴取。
- ・午後1時20分頃 学校から被害卒業生の保護者に架電し、加害教員②が本件事案②の事実を認めたこと等を報告。
- ・午後2時15分頃 校長及び加害教員②が市教委に赴き、市教委職員が校長及び加害教員②から事情聴取。
- ・午後4時30分頃 加害教員②が、校長らとともに豊田警察署へ出頭。
その後、警察官による事情聴取及び任意捜査に協力。

【令和7年7月26日（土）】

- ・午前8時30分頃 臨時PTA役員会を実施。
- ・午後1時30分頃 臨時校区委員会を実施。
- ・午後4時00分頃 臨時学校運営協議会を実施。

【令和7年7月27日（日）】

- ・午後3時00分頃 臨時職員打合せを実施。
- ・午後7時00分頃 臨時保護者会を実施。

【令和7年7月28日（月）】

- ・午前8時30分頃 臨時全校出校日とし、学年ごとに学年集会を実施。

（イ）学校の初動対応についての検討

当該学校には、非常時における対応に関して、「学校危機管理マニュアル」及び「安全・防災計画」が備えられていた。そして、「学校危機管理マニュアル」においては、「4 学校での事件、事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急体制」の項があり（同マニュアル11頁）、大切なポイントとして、①生徒の安全確保、生命維持最優先、②冷静で的確な判断と指示、③適切な対処と迅速・正確な連絡・通報と記載されており、事件・事故発生後は、発見者から近くの教職員に連絡し、近くの教職員から校長（教頭）及び養護教諭等に連絡し、校長（教頭）から救急、警察、保護者及び教育委員会に連絡、報告をすることとされている。

しかしながら、上記のとおり、当該学校は、令和7年7月18日に、元学年主任の教員が被害卒業生から、加害教員②による盗撮行為を受けた旨の相談を受け、同教員が教頭に事案を報告し、教頭から校長に報告されているものの、その後、校長及び教頭は、教職員による児童生徒性暴力等が疑われる事案であ

るにもかかわらず、加害教員②に対して、卒業生等とのSNS上のやり取りを指導したにとどまり、市教委や警察への連絡、報告をしていない。

この点、本件では、被害卒業生が相談した事実を加害教員②に知られたくないとの意向を示していたこと、後日校長及び教頭が市教委とともに加害教員②に事実確認した際、加害教員②が事実を否定していたこと等から、学校は直ちに警察や教育委員会への報告、通報をしなかったものと思われる。

もっとも、上記「学校危機管理マニュアル」の定めによれば、事件発生後は警察、教育委員会等に連絡、報告することになっている。

また、前述の「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」によれば、

- ・ 第9条「学校は、基本理念にのっとり、（中略）、当該学校に在籍する児童生徒等が教職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」
- ・ 第18条1項「教育職員等、（中略）は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、（中略）学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。」
- ・ 同条2項「教育職員等、（中略）は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。」
- ・ 同条4項「学校は、第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の時事の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」
- ・ 同条7項「学校は、第四項の場合において犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。」

と規定されている。

さらに、市教委による校長へのヒアリングによれば、昨年度、部活動での加害教員②による女子生徒への身体接触を伴う指導に対する苦情があり、校長から加害教員②に対する指導をしていたことがあったということである。

以上からすれば、たとえ被害生徒が当該学校の卒業生であり在籍する生徒ではなく、その被害卒業生が相談した事実を加害教員②に知られたくないとの意向を示していたり、後の聴取で加害教員②が事実を否定していたりしても、加害教員②による盗撮行為という、児童生徒性暴力等に該当する行為でありかつ犯罪の疑いがある行為を把握した学校は、被害生徒に対して、このような行為を放置すれば、新たな被害者が現れることにもなりかねないこ

と、教員の児童生徒性暴力が断じて許されない行為であることなどを丁寧に説明した上で、直ちに教育委員会及び警察に報告、通報する必要があったと考えられる。

それにもかかわらず、学校がこれを怠り、事案を放置した結果、保護者のLINEで情報の拡散がされたり、加害教員②がスマートフォン内のデータ削除等の証拠隠滅行為をしたりする等の重大な弊害を招いてしまったと評価せざるを得ない。

③ 学校の初動対応についてのまとめ

以上のとおり、本件事案①、②における各学校の初動対応については、それぞれ不十分な点があったというべきであり、本件を契機に、市内各学校が危機管理マニュアルの見直しを行い、学校内における児童生徒性暴力等の犯罪行為発生の場合の対応を再検討する必要がある。

(2) 市教委の初動対応について

① 市教委の初動対応の概要

(ア) 本件事案①について

【令和7年7月16日（水）】

- ・午後1時10分頃 学校から本件事案①発生の報告を受ける。
- ・午後1時30分頃 市教委職員3名が当該学校に到着し、校長に対し、警察の捜査への協力、被害生徒及び在校生の心のケア、教職員の心のケアのための体制づくりの市教委との連携等の指導をするとともに、迅速な保護者会開催を促す。

【令和7年7月17日（木）】

- ・午後3時10分頃 みよし市役所において、記者会見を実施（市長、市教委、校長が出席）。
- ・午後7時10分頃 臨時保護者会を実施（市長、市教委、校長、教頭等が出席）。

【夏季休業期間中】

- ・プール管理室と女子更衣室との間の壁面上部の隙間の改修工事を実施。

(イ) 本件事案②について

【令和7年7月22日（火）】

- ・午前8時00分頃 市教委宛に匿名で「7月16日に被害卒業生が学校を訪問した際、加害教員②に盗撮されたらしい」旨の内容の7月19日付けのメールによる通告を確認。

- ・午前11時00分頃 市教委職員が当該学校を訪問し、校長及び教頭からメール記載内容の事実を確認。

校長及び教頭とともに、加害教員②に対し、事実確認。加害教員②は事実を否定し、同人のスマートフォンの画像記録等を確認したが、盗撮画像等は発見されなかった。

【令和7年7月24日（木）】

- ・午後5時30分頃 市教委宛に当該学校の保護者から、本件事案②の内容がLINEで拡散されている旨の電話があり、校長にその旨を報告。

【令和7年7月25日（金）】

- ・午後0時20分頃 学校から加害教員②が本件事案②の事実を認めたとの報告を受ける。
- ・午後2時15分頃 校長及び加害教員②が来庁し、校長及び加害教員②から事情聴取。

（ウ）その他

- ・令和7年8月13日 市内全小中学校の保護者及び全中学校の生徒に対し、「学校における性暴力への意識調査について」のアンケートを実施。
- ・令和7年8月20日 市内全小中学校の教職員に対し、「職員の不祥事防止と児童生徒・保護者からの信頼回復に向けて」20項目の取り組み事項を通知。同年9月11日に保護者宛に通知。
- ・当該学校の臨時保護者会における保護者からの意見をもとに、市内全小中学校に防犯カメラを設置することを市議会に提案。

② 市教委の初動対応についての検討

市教委は、本件事案①については、学校からの事案発生の報告後、速やかに学校を訪問し、校長への指導や事実の確認、保護者会開催の助言等をし、翌日、記者会見及び臨時保護者会に出席し、夏季休業期間中に現場の改修工事をする等の対応をしている。また、本件事案②については、匿名のメールによる通告を確認後、速やかに学校を訪問し、校長や加害教員②に対して事実確認を行い、その後、学校から加害教員②が事実を認めたことの報告を受けた後、校長及び加害教員②に対する事情聴取を実施するなどの対応をしている。

また、本件事案の発生を受けて、夏季休業期間中に、保護者や生徒に対する児童生徒性暴力等に関するアンケートの実施、教職員の不祥事防止と児童生徒・保護者からの信頼回復に向けての再発防止策等を盛り込んだ5点（20項目）の取

り組み項目の通知、保護者会で保護者からの要望等があった校内の防犯カメラの設置に向けた対応等をしている。

上記市教委の初動対応は、学校内での教職員による盗撮行為の発生という非常に重大な事案に対して、必要最低限の一定の対応はなされたものと評価できる。もっとも、本件事案②については、前述のとおり、学校は直ちに警察への通報をするべきであったにもかかわらず、これを怠っていたところ、この点に関して市教委も学校に対する指導を行っていなかったことは、初動対応として不十分なところもあったと評価せざるを得ない。

③ まとめ

以上のとおり、本件事案①②における市教委の対応についても、不十分な部分があり、本件を契機に、市内各学校において児童生徒性暴力等の犯罪行為が発生した場合の、市教委独自の危機管理マニュアルを作成するなど、今後の対応を再検討する必要がある。

4 本件事案の被害生徒、在校生及び保護者に対する対応

(1) 被害生徒、在校生及び保護者に対する対応の概要

① スクールカウンセラー・専門相談員によるカウンセリングなど

(ア) 本件事案①について

令和7年7月17日、スクールカウンセラー5名を配置し、被害生徒のカウンセリングを実施。今後の心のケアについての相談、臨時保護者会への助言、参加。

令和7年7月18日、スクールカウンセラー9名を配置し、当該学校及び加害教員①が小中連携で授業を担当していた小学校の在校生・教職員に対するカウンセリング希望のアンケート実施後、希望生徒児童等のカウンセリングを実施。「こころのおたより」を在校生へ配布。

令和7年7月25日、同年8月1日、同月6日、当該学校にスクールカウンセラー1名を配置し、希望生徒・保護者等のカウンセリングを実施。「こころのおたより」を保護者へ配布。

令和7年7月31日、同年8月7日、同月21日、同月28日、加害教員①が小中連携で授業を担当していた小学校にスクールカウンセラー1名を配置し、希望児童・保護者等のカウンセリングを実施。「こころのおたより」を保護者へ送付。

(イ) 本件事案②について

令和7年7月27日、スクールカウンセラー3名を配置し、今後の心のケアについての相談、臨時保護者会への助言、参加。

令和7年7月28日、スクールカウンセラー3名を配置し、在校生・教職員に対するカウンセリング希望のアンケート実施後、希望生徒や加害教員②の担任学級の生徒等のカウンセリングを実施。「こころのおたより」を在校生へ配布。

令和7年7月29日、スクールカウンセラー2名を配置し、希望生徒や加害教員②の担任学級の生徒等のカウンセリングを実施。

令和7年8月下旬、「こころのおたより」を保護者へ送付。

(ウ) みよし市教育センター「学びの森」におけるカウンセリング

令和7年7月28日、同年8月4日、同月19日、同月26日、同月29

日、専門相談員1名を配置し、希望児童生徒等のカウンセリングを実施。

(エ) 相談件数など

児童生徒は92件、保護者は3件、教職員は123件の合計218件の相談があった（スクールカウンセラー・専門相談員配置の総時間は189.5時間）。

② 臨時保護者会の実施

前述のとおり、本件事案①については令和7年7月17日に、本件事案②については同月27日に臨時保護者会を実施し、本件事案の概要や在校生・保護者に対する心のケア体制、再発防止策等の説明を行った。

③ 市教委によるアンケートの実施、再発防止策等の取り組み項目の通知

令和7年8月13日、市教委が、市内全小中学校の保護者及び全中学校の生徒に対し、「学校における性暴力への意識調査について」のアンケートを実施した。アンケート結果等については後述のとおり。

令和7年9月11日、市教委が、市内全小中学校の保護者宛に、教職員の不祥事防止と児童生徒・保護者からの信頼回復に向けての再発防止策等を盛り込んだ20項目の取り組み項目を通知した。

(2) 被害生徒、在校生及び保護者に対する対応の検討

本件事案の発生後、早期に臨時保護者会を開催し、スクールカウンセラーを増員して配置するなどの対応により、被害生徒、在校生及び保護者に対するカウンセリングを実施して心のケア体制を整えたこと、生徒・保護者に対するアンケートを実施するなどして、本件事案が子どもたちに与えた心理的影響や学校における性暴力等の現状を早期に把握するための一定の対応がとられていたことが認められる。

なお、カウンセリングの相談件数は教職員が最も多く、本件事案のような教職員による犯罪行為は、身近で働く同僚に与える心理的影響も非常に大きいものがあったと考えられる。

5 これまでの教職員に対する不祥事防止の指導、啓発活動など

(1) 各学校における取り組み

本件事案の発生以前における教職員に対する不祥事防止の指導や啓発活動については、後述する本P.T.が実施した教職員へのアンケート結果によれば、市内の各学校においてその態様は異なるものの、定期的に職員会議や朝または帰りの打合せ時等に、教職員に対する不祥事防止に関する口頭での指導や通知文書の配布、チェックリスト（シート）を利用した研修等が実施されていたものと認められる。

(2) 各学校における取り組みの検討

もっとも、上記のとおり、教職員に対する不祥事防止の指導等の方法は、各学校においてその態様が異なり、単に通知文書を配布し、教職員各自に閲読するよう指示するものにとどまる方法や口頭で通知文書を説明するのみの方法による場合等もあった。

また、後述する本P.T.が実施した教職員へのアンケート結果によれば、不祥事防止の指導等を受けたことにより、不祥事防止に対する意識が向上したと回答した教職員は約91%であり、チェックリスト（シート）等を利用しての指導についても意識が向上したと回答した教職員は約85%であり、1割程度の教職員は、不祥事防止の指導やチェックリスト（シート）の利用による指導では不祥事防止に対する意識が向上しなかったということであり、これまでの指導等の方法が、教職員の不祥事防止に対する意識向上に向けた取り組みとして十分なものであったかどうかは疑わしいと評価せざるを得ない。

6 市教委の実施したアンケート（生徒、保護者）について

(1) アンケートの実施

令和7年8月13日、本件事案発生を受けて、市教委は、市内全小中学校の保護者及び全中学校の生徒に対し、「学校における性暴力への意識調査について」のアンケートを実施した。

上記アンケートに対し、中学校生徒の保護者からは718件、小学校児童の保護者からは1015件、中学校生徒からは514件の回答があった。

(2) アンケート回答の概要

① 中学校生徒の保護者

内 容	% (回答数)
児童生徒性暴力等に関して、子どもの不安や心配ごとがある、または子どもからの相談を受けたことがある。	6 % (40件)
学校外における性暴力等に関して、子どもから見聞きしたり、相談を受けたりしたことがある。	4 % (29件)
子どもの友達が受けた児童生徒性暴力等について、子どもから見聞きしたり、相談を受けたりしたことがある。	6 % (45件)

※ 具体例

- ・ 男性教員からの身体的接触（頭を撫でられる、ボディタッチ、距離が近い等）やセクハラ発言
 - ・ 異性の教員からの個人的な手紙やプレゼント
 - ・ 水泳授業時に、女子生徒にラッシュガードを脱ぐことを勧める、水着姿を批評する、必要以上の身体的接触など
 - ・ 教員からの「ちゃん」づけの呼びかけや、過度な話しかけ
 - ・ 他の生徒からの性的な発言や行為
- など

② 小学校児童の保護者

内 容	% (回答数)
児童生徒性暴力等に関して、子どもの不安や心配ごとがある、または子どもからの相談を受けたことがある。	4 % (40件)
学校外における性暴力等に関して、子どもから見聞きしたり、相談を受けたりしたことがある。	2 % (18件)
子どもの友達が受けた児童生徒性暴力等について、子どもから見聞きしたり、相談を受けたりしたことがある。	2 % (19件)

※ 具体例

- ・ 特定の女子児童に対する教職員の接し方
 - ・ 男子児童による性的な発言や行為
- など

③ 中学校生徒

内 容	% (回答数)
児童生徒性暴力等に関して不安や心配ごとがある。	4 % (18件)
学校外における性暴力等に関して悩みがある。	2 % (11件)
友達が受けた児童生徒性暴力等について、見聞きしたり、相談を受けたりしたことがある。	1 % (7件)

※ 具体例

- ・ 本件事案①及び②
- ・ 男性教員から女子生徒に対する手紙、近い距離での一対一での会話など

(3) アンケート結果の検討

中学校の保護者及び生徒からの回答では、教職員からの身体的接触（頭を撫でられる、ボディタッチ、距離が近い等）やセクハラ発言、個人的な手紙やプレゼントなど、男性教員から女子生徒に対する児童生徒性暴力等が疑われる行為やそれにつながるおそれのある不適切行為についての回答が複数みられた。また、小学校の保護者からの回答でも、特定の女子児童に対する教職員の接し方に関する不安を述べる回答がみられた。

同回答にあった案件は、その疑いがあるという程度の案件もあれば、すでに学校において対処済みの案件もあることであるが、本件事案以外にも児童生徒性暴力等が疑われる案件やそれにつながるおそれのある不適切行為が複数あるということからすれば、本件事案を特殊な事案と考えるのではなく、みよし市においては、児童生徒が安心で安全な学校生活を送ることができるよう、児童生徒性暴力等の防止のための措置を早急にかつ徹底的に実施する必要がある。

7 教職員に対するアンケートについて

(1) アンケートの実施

令和7年10月、本PTは、市内全小中学校の教職員に対し、不祥事防止に関するアンケートを実施し、335件の回答があった。

(2) アンケート回答の概要

① これまでの不祥事防止に関する学校からの通知や指導について

内 容	% (回答数)
通知や指導を受けて、不祥事防止に努めようという気持ち が高まった。	91% (297件)
チェックリスト（シート）等を利用して、より防止に努め ようという気持ちが高まった。	85% (273件)

※ 否定的意見の例

- ・ 当たり前のこと、自分には関係がない。他人事と思ってしまう。
- ・ 流れ作業、余分な仕事としか思えない。
- ・ 真面目にやっている先生や自分たちが馬鹿らしく感じる。
- ・ 絶対に自分はしないことだと分かっているので虚無感を感じる。
- ・ チェックは自己申告で効果がない。

など

② 名古屋市の盗撮画像共有の事件や本件事案発覚以降の不祥事防止に関する学校 からの通知や指導について

内 容	% (回答数)
通知や指導を受けて、不祥事防止に努めようという気持ち が高まった。	93% (307件)
チェックリスト（シート）等を利用して、より防止に努め ようという気持ちが高まった。	88% (283件)

※ 否定的意見の例

- ・ 盗撮をする人は何があっても抜け道を探す、衝動を抑えられない。
- ・ 犯罪予備軍扱いでモヤモヤした。
- ・ 個人の資質によるものと考えられる。
- ・ 自分は不祥事をする気持ちはないから。
- ・ チェックしても結果的に不祥事が起こっている。
- ・ 真面目にやっている人が時間を費やされることに不満。
- ・ チェックシートも繰り返していくうちに形式的、惰性になっており、そ
の効果に疑問を感じる。

など

③ 本件事案に対する受け止めについて

質問内容及び回答	回答数
● 本件事案を知ったときの気持ち（複数回答）	
・ 児童生徒、保護者に申し訳ない気持ち	203件
・ 身近で起きたことへの驚き	298件
・ 裏切られたような悲しみ	144件
・ 周りに迷惑をかけていることへの怒り	182件
・ 親しい間柄でなかったので実感は少ない	16件
・ 切り替えて前を向いて進もうという気持ち	33件
● 現在の気持ち（複数回答）	
・ 学校・教師への信頼の低下が心配	267件
・ 精神的な落ち込みが続いている	27件
・ 周りに迷惑をかけていることへの怒り	100件
・ 親しい間柄ではなかったので実感は少ない	20件
・ 切り替えて前を向いて進もうという気持ち	115件

※ その他の回答数は省略。

④ 私物スマートフォンの取扱いについて

質問内容及び回答	回答数
● 従前の私物スマートフォンの扱いについて（複数回答）	
・ 校内では持ち歩いていなかった。	156件
・ 校内でも持ち歩いていた。	115件
・ 校外での活動で持ち歩いていた。	173件
● 従前の私物スマートフォンでの児童生徒等とのやり取りについて（複数回答）	
・ やり取りを行ったことはない。	314件
・ 児童生徒又は卒業生とのやり取りを行ったことがある。	22件
● 今後の私物スマートフォンの持ち込み等の制約について	
・ 特に問題ない。	111件
・ 不便さを感じるが、仕方ないと思う。	164件
・ 不便に感じる	45件
● 今後の児童生徒等との私的なやり取りの制約について	
・ 特に問題ない。	323件
・ 不便に感じる。	7件

※ 複数的回答をまとめて集計した項目あり。その他の回答数は省略。

※ 自由記載意見の例

- ・ 校外活動での緊急時の連絡や記録撮影に使用できないのは不便。
 - ・ 家族（高齢の親や子ども）の緊急時の連絡がとれない。
 - ・ 公用のスマートフォンを各学校に数台支給してほしい（意見多数）。
- など

⑤ 防犯カメラの設置について

質問内容及び回答	回答数
● 防犯カメラ設置の計画を聞いた感想について（複数回答）	
・ 子どもの安全安心のために必要と感じた。	156件
・ 気が進まないが仕方がない。	121件
・ 人権、プライバシー等の課題が心配	164件
・ 信用されていないと感じた。	68件

※ その他の回答数は省略。

⑥ その他、不祥事防止のための自由意見の例

- ・ 教職員一人一人が誠実に教育活動に取り組み、信頼回復に努める。
 - ・ 教職員間のコミュニケーションを増やし、教職員全体で意識を高める。
 - ・ 働き方改革や教職員の増員、業務の外部委託等、職場環境の改善。
 - ・ 教職員採用時に個人の資質を見極める何らかの対策が必要。
- など

（3）アンケート結果の検討

① これまでの不祥事防止に対する指導等について

これまでの学校における教職員に対する不祥事防止に関する指導等については、9割以上の教職員が、指導等により不祥事防止への意識が向上した旨の回答があった。もっとも、1割程度の教職員は、不祥事防止の指導やチェックリスト（シート）の利用による指導では不祥事防止に対する意識が向上しなかったということであり、従前の指導等では不祥事防止について十分な危機管理意識をもてず、他人事として考えていた教職員もいたことがうかがえる。

② 本件事案の受け止めについて

本件事案を受けて多数の教職員が学校や教師という職業に対する信頼を失ったと感じており、1割弱の教職員は未だに精神的な落ち込みが継続しているということであり、本件事案が児童生徒や保護者だけでなく、身近で働いていた教職員に対しても大きな心理的影響を与えていることがうかがえる。

③ 私物スマートフォンの取扱いについて

私物スマートフォンの取扱いについては、従前から約半数の教職員は校内でスマートフォンを持ち歩いていなかったということであるが、校内で持ち歩いていた教職員も多数おり、複数の教職員は私物スマートフォンで児童生徒（卒業生を含む）と私的なやり取りもしていたということである。

また、多数の教職員が私物スマートフォンの使用が制限されることを積極・消極を含めて受容しているものの、制限による不便さを感じている教職員も一定数いた。

④ 防犯カメラ設置等の再発防止策について

防犯カメラの設置の是非については、賛否両論の意見があり、一定の抑止効果が見込まれるとして肯定的な回答が半数程度ある一方で、児童生徒の人権やプライバシー等に関する不安を述べる回答も多数あった。

また、本件事案を他人事と考えず、教職員全体で不祥事防止に対する意識を高めるために、教職員間のコミュニケーションの機会を増やしたり、職場環境を改善することが必要であるとの回答も複数みられた。

第5 再発防止策について

1 総論

(1) 本件事案は、みよし市内中学校に勤務する2名の教職員が、児童生徒等を盗撮するという児童生徒性暴力等に該当する行為を行った事案であるところ、そのような行為を実行するか否かは、基本的には当該教職員の個々の資質、規範意識の問題が最も大きい要因であるものと考えられる。この点に関し、教職員の業務の多忙化やストレスが原因で当該教職員が盗撮行為を行ったという仮説は成り立ち得ず、その行為と教職員の業務の多忙化やストレスとの間に直接的な因果関係は認められないと考えられる。

もっとも、業務が多忙であれば、教職員の職場環境を悪化させる。そして、職場環境の悪化は、教職員同士の自然なコミュニケーションを取りづらくさせ、同僚の異変（「鬱っぽい」等の心身の異変だけでなく、「生徒との距離の取り方がおかしい気がする」等の気づきも含めて）を意識化して、対処行動に移る（上司に相談する等）気力をも低下させることになる。かかる観点からすれば、教職員の業務の多忙化は、本件事案との直接的な因果関係は認められないが、当該教職員の存在や異常な行動に管理職や周りの同僚が気づくことができず、問題を深刻化・長期化させ、表面化しづらくさせた遠因ではあったと考えられる。

そのため、教職員の職場環境を改善することは、今後の不祥事防止策にとっても重要な課題であると考えられ、教職員が見通しと余裕を持って日々の業務を行うことができ、安全安心を感じることができるような職場環境を構築することが求められる。教職員の職業人としての生活が安定したものになれば、日々の業務による疲

弊も和らぎ、精神的余裕ができて、問題の早期発見・早期対処につながるものと思料する。

(2) 再発防止策については、すでに市教委から、本件事案の発生を受けて、「職員の不祥事防止と児童生徒・保護者からの信頼回復に向けて」と題して、20項目の取り組み事項の通知が市内全小中学校の教職員及び保護者宛に発出されている。この点に関し、令和7年11月、本PTが市内全小中学校を対象に、同通知記載の不祥事防止対策等の20項目の実施状況についてのアンケートを実施したところ、一部の項目については未実施の学校があったものの、ほとんどの項目について概ね実施されていることが確認された。もっとも、各学校が同通知記載の20項目について一回実施したからといって、それによって直ちに不祥事防止や信頼回復がなされるわけではなく、各項目について継続して取り組むことが今後の不祥事防止や信頼回復につながるものであることから、各学校においては継続した取り組みをしていくことが肝要である。

また、本PTとしては、上記20項目に加えて、以下に記載の事項についても今後の再発防止に向けて提言する。

2 各論

(1) 教職員の研修、啓発のあり方

児童生徒性暴力等の予防のためには、教職員等に対する研修を継続的に実施することが望ましい。これまでの研修や、意識啓発のための取り組みが十分なものであったかどうかは疑わしいと言わざるをえず、本PTが実施した教職員に対するアンケートの回答からも、これまで他人事のように考えていた教職員がいたことが伺われる。

今後の研修にあたっては、文部科学省の研修用動画等の利用だけでなく、性暴力被害者の実態やSNS被害の現状等も含めた幅広い研修を行う必要がある。また、教育現場で実際に起こりうる、教職員の具体的な言動に対する危険性を認識する必要がある。

この点につき、こども家庭庁は、令和7年10月30日、児童対象性暴力等につながる可能性のある行為として、以下の「不適切な行為」の具体例(24)を示した。これらの具体例をもとに、教職員が再度自分自身の言動を振り返り、また、周囲の同僚の言動についても再検証する必要があるというべきである。

(私的なコミュニケーション、面会、送迎等)

- ・ 児童等と私的な連絡先(SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等)を交換し、私的なやり取りを行う
- ・ 休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会う
- ・ 保護者の承諾がないまま、児童等の自宅で二人きりになる

- ・児童等を自宅に招き、二人きりになる

- ・不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う

(撮影)

- ・私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する

- ・業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真や動画の撮影を行う（密室）

- ・不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出す等）

- ・更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童等と従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する

(身体接触)

- ・児童等に不必要的接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等）

- ・業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする、肩車する等

- ・業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、児童等にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の児童等とだけ添い寝をする

- ・視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い

(排せつ介助等)

- ・発達段階や特性から考えて、不必要的入浴及び排せつ介助を行おうとする

- ・おむつ交換時に、洋服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認する等、誤解を受けるような仕方で交換する

- ・児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る

- ・特段の必要性がなく特定の児童だけに排せつ介助を行おうとする

(更衣)

- ・不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する

- ・不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣をさせる

(特別扱い)

- ・特定の児童等に高価な金品を与える、正当な理由なく声掛けや態度を変える

- ・児童等の容姿等を過度にほめる

- ・特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする

(その他)

- ・児童等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする

- ・過度に肌を露出する（セクハラにつながる可能性）

(2) 児童生徒に対する教育、指導のあり方

文部科学省は、すべての児童生徒に対し、その発達段階に応じて、「同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できること」などを分かりやすく指導するための「生命（いのち）の安全教育」を推進している。

児童生徒の中には、自分が被害に遭っても、それを性暴力であることや性被害であることを認識できないことや、認識できたとしても加害者との関係性から誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されている。

児童生徒に対し、「自分で自分を守る」、「誰かに相談する」という意識を醸成することが重要であり、そのためには、児童生徒に性暴力の根底にある間違った認識や行動、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解させる必要がある。

みよし市においても、今後「生命（いのち）の安全教育」を、より充実させていくことが必要である。

（3）アンケートの定期的な実施と対処

市教委が本件事案の発生を受けて市内全小中学校の保護者及び全中学校の生徒を対象に実施した児童生徒性暴力等に関するアンケートでは、前述のとおり、保護者及び生徒から多数の児童生徒性暴力等が疑われる行為や、それにつながるおそれのある不適切行為があったとの回答がなされた。同回答にあった案件は、その疑いがあるという程度の案件もあれば、すでに学校において対処済みの案件や初めて学校が把握した案件もあったが、アンケートの実施は、教職員による児童生徒性暴力等の防止や早期発見に資するものであると考えられる。

この点、これまで各学校では、いじめや不登校に関するアンケートは定期的に年2回実施していたということであるが、児童生徒性暴力等に関するアンケートは、本件事案発生後の実施が初めてであったということである。教職員による児童生徒性暴力等の防止や早期発見のためには、児童生徒性暴力等に関するアンケートについても、いじめや不登校に関するアンケートと同様に定期的に年2回程度実施することを提言する。

また、アンケートは実施するだけでは意味がなく、アンケートから得られた情報や意見等については、安易にただの噂であると判断したり、事実を否定したりするのではなく、適切かつ迅速に事実確認や指導を行い、これに対処する必要がある。各学校は、各事案に応じて市教委への報告や警察への通報その他の適切な措置をとり、必要があれば、専門的な知識を有する者（医療、心理（スクールカウンセラー）、福祉（スクールソーシャルワーカーや児童相談所）及び法律（スクールロイヤー）等の専門家）の協力を得たうえで、対処するべきである。

（4）盗撮を含む性暴力の予兆に対する早期の対処と情報の集約

① アンケートからの把握

前述のとおり、アンケートの実施は、教職員による児童生徒性暴力等の防止や早期発見に資するものであり、年2回程度の定期的な実施を行い、アンケートから得られた情報や意見等に対して適切かつ迅速な対処をすべきである。

② その他の児童生徒及び保護者からの情報収集

アンケート以外の児童生徒及び保護者からの情報収集手段として、複数の相談窓口を設けることと、それらの相談窓口の周知を図る必要がある。

児童生徒及び保護者に対し、「困ったときやおかしいなど感じたときに」恥ずかしがらずに相談できる窓口が学校にあること（心の教室相談員、校内の心の相談担当教員等）やスクールカウンセラーがいること、みよし市や愛知県等が設置している複数の外部相談窓口（こども相談専用電話、学びの森相談室、親子のための相談LINE等）があることを周知し（単に紙媒体等で配布して周知するのではなく、個別懇談会の際などに、徹底して周知する。）、児童生徒及び保護者が気軽に相談できる環境を整える必要がある。

また、相談にあたっては、面談、電話、メール（LINE等を含む）等相談者が利用しやすい複数の方法を用意し、かつ匿名による相談も可能とすべきであることを周知する必要がある。

③ 教職員からの情報収集

盗撮を含む性暴力の予兆を把握するためには、児童生徒やその保護者からの情報収集のみならず、同じ現場で働く教職員からの情報収集も必要である。前述した、こども家庭庁の公表した児童対象性暴力等につながる可能性のある「不適切な行為」の具体例（24）を念頭に置き、教職員がこれらの行為を見聞きした場合には直ちにその是正措置をとるとともに、その内容を管理職に報告することを義務づけるべきである。

本PTが実施した教職員アンケートに対する回答の一部には、「他の教職員の不祥事を知っているが、自分が悪くなるため言えない。」というものがあった。

他の教職員の不適切行為等を管理職等の上司に報告することについては、同僚を売るような行為として抵抗感を抱く教職員がいるかもしれない。しかしながら、教育現場で起こっていることは、そこで一緒に働く者が最も把握しやすく、同僚の行為に違和感を持った教職員は、決して見て見ぬふりをすることなく、直ちにそれを是正する措置をとり、報告すべきである。

教職員アンケートの回答にもあるように、多数の教職員が、本事案の発生により、教師という職業に対する信頼を失ったと感じている。教師の信頼を回復するためにも、二度とこのような不祥事を起こさないこと、そのためには同僚の不適切な言動を見聞きした場合には、直ちに是正措置をとり、その内容を管理職等の上司に報告することが必要である。

また、そのためには、教職員が日頃から互いに声を掛け合い、何でも話しやすい、相談しやすい雰囲気をつくり、教職員同士が自然なコミュニケーションをとることができるように職場環境を構築することも必要である。

④ 情報の集約と共有（外部機関や市教委等と学校の連携）

上記アンケートや相談窓口（校内及び外部）、教職員からの報告等で得られた意見や情報については、市教委にその情報を集約するシステムを新たに設けることが必要である。

そのうえで、市教委において、各学校と情報を共有し、事案に応じて、専門的な知識を有する者（医療、心理（スクールカウンセラー）、福祉（スクールソーシャルワーカーや児童相談所）及び法律（スクールロイヤー）等の専門家）の協力を得るなどして、各学校と連携して当該事案に応じた適切かつ迅速な対処をするべきである。

（5）教職員のカメラ、スマートフォンの取扱い

① 私物のスマートフォン等

教職員の私物デジタルカメラ、スマートフォンの取扱いについては、これまで明確な定めがなく、個々の教職員の自己責任において管理されてきた。

しかしながら、本件事案①②ともに、加害教員の私物スマートフォンが使用されており、私物スマートフォンが盗撮その他の児童生徒性暴力等の有力なツールとして利用されている実態からすれば、教職員の私物デジタルカメラ、スマートフォンの使用、管理については、一定の規制を設ける必要があるというべきである。

市教委は、令和7年9月11日、「学校における私用及び公用端末機等の利用、写真等の撮影等に関する取扱いについて」と題する通知を発出し、原則として、私物のカメラ、スマートフォンを児童生徒の活動の場には持ち込みず、児童生徒の撮影機材としては公用タブレットもしくは学校既存のカメラを使用することとした。さらに、児童生徒の画像等は、複数教員で確認の上、学校のShare Pointまたは画像用NASで管理し、管理職が確認することとした。

本PTが実施した教職員に対するアンケートによれば、私物スマートフォンの持ち込み等の制約について、特に問題ないと回答が111件、不便さを感じるが、仕方ないと回答が164件、不便に感じるとの回答が45件であり、従前は私物スマートフォンを校外活動（学校行事等）や部活動で使用していたものが使用できなくなったことに対する不便さを述べる回答も複数あった。また、緊急時（児童生徒の緊急時や教職員の家族の緊急時）における対応に対する不安全感を述べる回答もあった。

上記私物スマートフォンの使用制限による不便さについて、校外活動等での使用については、上記市教委の通知においても、セキュリティシールを個人所有ス

マートフォンのカメラレンズに貼り付けるなど、カメラ機能を無効にする対策がされた状態にあることを管理職が確認した場合は、私物スマートフォンの使用が認められており、また後述する公用スマートフォンが各学校に複数台整備されれば、その不便さは軽減するものと考えられる。また、緊急時における対応については、児童生徒については近くの教職員への呼びかけや支援により、家族等については学校に架電してもらう等の方法によって対応は可能であると考えられる。

これまで、半数近くの教職員が、校内でも私物スマートフォンを持ち歩き、使用していたことからすれば、確かに教職員が多少の不便を感じることは想像に難くないが、その使用を制限することは、教職員による児童生徒性暴力等を防止し、児童生徒の安心安全な学校生活を維持することに資する有効な対策であると考えられる。

② 公用スマートフォン

教職員の私物スマートフォンの使用、管理について、一定の規制を設ける一方で、前述のとおり、本PTが実施した教職員に対するアンケートによれば、これまで、授業や校外活動の現場で私物のスマートフォンが使われてきたことから、その使用が制限されることで、校外活動等において教職員間での連絡が取れないとや記録写真を撮影できること等の不便さに戸惑っている教職員がいることも判明した。

現状は、各学校にはタブレット以外には公用スマートフォンが1台しかないようである。スマートフォンの有用性を十分に評価し、タブレットだけでなく各学校に複数台の公用スマートフォンを整備することも検討する必要があると考える。なお、東京都内の中学校では、教職員全員に公用スマートフォンを導入しているという例もある。

③ 私的な連絡等の禁止

本事案②は、加害教員が自校の卒業生と私的にLINEで連絡を取り合い、プールで二人きりで会っていた。加害教員は、私物スマートフォンで被害生徒を含む複数名の卒業生との間でLINEの連絡先を交換しており、自分では何かあったときの駆け込み寺という意識であったと述べている。しかしながら、前述のとおり、教員は児童生徒に対して支配的・優越的立場に立つという関係があり（支配性）、保護者その他の第三者の監視の目が行き届かない状況を作り出すことが容易にできる（閉鎖性）ということを忘れてはならず、本事案②は、まさにその状況下で行われたものである。

また、保護者アンケートの回答には、異性の教員からの児童生徒への個人的な手紙やプレゼントが渡されていることの指摘もあった。

このような、教職員が、自校の児童生徒や卒業生と私的な通話、メール、手紙、SNS、アプリを介した連絡をとることは、児童生徒性暴力につながる可能性があり、原則として禁止すべきである。

市教委は、前述の20項目の取り組み事項の中で、教職員と児童生徒、卒業生との私的連絡を一切禁止し、部活動の連絡は絆メールまたは部活動アプリを活用することとしており、この取り組みは評価できるものである。

④ AIを活用したアプリ等の導入

近時、教育現場における盗撮事案の増加により、民間IT企業により盗撮防止アプリ等が開発されている。

このうち「コドマモ」は、愛知県警、藤田医科大学、Adora株式会社等が産官学連携で開発したアプリで、児童生徒が、わいせつな画像をスマートフォンで撮影、保存した際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、そのことが保護者に通知されるシステムを搭載しているものである。

このアプリの発展形として、小中学校で配布されている学習用端末向けとして「コドマモ for School」が開発された。同アプリを教職員の使用する公用端末（スマートフォンやタブレット）に導入すれば、仮に教職員がわいせつ画像等を撮影、保存した場合、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、端末の管理者にも通知されることから、教職員による公用端末を用いた盗撮等を防止することが期待できる。

今後、AIを活用した盗撮防止アプリ等が、様々な形で開発されることが予想される。これらのAIアプリ等を導入し、民間IT企業との間で、その支援を受けるための連携協定の締結をすることも、盗撮防止の一つの対策となりうると考える（将来的には、AIアプリ等を教職員の同意の下、その私物スマートフォンへ導入することも検討の余地があると考える）。

なお、「コドマモ for School」については、令和7年8月26日に愛知県日進市教育委員会がアプリ開発企業と連携協定を締結し、同年9月1日から、市内全小中学校の児童生徒が利用する学習用タブレット端末に導入して、運用を開始している。

（6）盗撮の防止

① 防犯カメラの設置

（ア）防犯カメラの設置については、本件事案①の発生を受けて開催した臨時保護者会における保護者から要望を受け、令和7年9月2日、定例記者会見において、市長が市内全小中学校の更衣室、普通教室、トイレの出入り口などを撮影する防犯カメラを設置するための補正予算を組むことを発表した。その後、同年10月2日開催の市議会において防犯カメラを設置するための補正予算案が

可決され、今年度中に市内全小中学校に合計194台の防犯カメラが設置されることになった。

(イ) この点、防犯カメラの設置の是非については、賛否両論の意見がある。

上述の市議会においても、「抑止効果は限定的であり、終日監視されることによる児童生徒や職員のプライバシーや学校生活の安心感に影響を及ぼす可能性が否定できない。」、「撮影した画像の流出や目的外利用による二次被害の懸念がある。」、「抑止策として防犯カメラのような物理的なハード対策よりも厳罰化による方が、効果がある。」等の反対意見や、本PTが実施した教職員に対するアンケートにおいても、児童生徒のプライバシーの問題や監視されていると感じる児童生徒の心理的ストレスについての不安、教職員が信用されていないことに対する不満等の反対意見があり、児童生徒、教職員等のプライバシー権の侵害のおそれ、費用対効果、二次被害のおそれ等から防犯カメラの設置に否定的な意見もみられる。

これに対し、上述の市議会においては「再発防止にはソフトとハード両面の整備が必要で、多くの保護者から早急な防犯カメラ設置の要望がある。」、

「プライバシー侵害の懸念は運用で解消可能。」、「カメラ設置は廊下や出入り口など必要箇所に限定し、録画データの保存期間や閲覧権限も制限することで、懸念は回避できる。」等の賛成意見が多数であり、上述のとおり、防犯カメラを設置するための補正予算案が可決された。また、教職員に対するアンケートにおいても、半数近くの教職員が、児童生徒の安全安心のためには必要であるとの回答をしている。

校舎内の防犯カメラ設置の是非については、専門家においても様々な意見があるところ、イギリスにおけるセーフガーディングシステムにおいては、防犯カメラの設置は必須のものと考えられており、こども家庭庁の有識者検討会でも、防犯カメラが盗撮等の児童生徒性暴力等の防止に有効である旨の考えが示された。カメラの設置場所が廊下、更衣室、トイレ、教室の出入り口などに限定されているのであれば、児童生徒及び教職員のプライバシー侵害のおそれも最小限にとどめることができると解され、本PTとしては、みよし市が盗撮防止のための防犯カメラ設置を決定したことについて異論を差しはさむものではない。

(ウ) もっとも、上記反対意見にあるように、その運用によっては児童生徒、教職員等の人権侵害のおそれもあることから、人権侵害のおそれを最小限にとどめることができるような運用要領を定めたうえで、運用することが必要不可欠である。

この点について、本PTでは、第2回から第4回までの会議において、「みよし市内小中学校校舎内等防犯カメラの設置及び運用に関する要領」に関する

協議、検討を行い、撮影した画像等を閲覧することができる管理責任者や取扱者の責務、画像データの保存期間、目的外利用の限定等について、その運用による人権侵害のおそれを最小限にとどめることができるように意見、助言をしてきた。

今後、みよし市においては、防犯カメラの設置について、本P.T.が検討し、意見、助言した内容に基づく運用要領のもとで、児童生徒、教職員等の人権に配慮した適正な運用を行うことを要望する。

② 学校施設の定期点検と盗撮機器等の発見器の導入

本件事案①は、プール管理室と女子更衣室を隔てる壁面の上部隙間から盗撮をしたというものであり、学校設備に盗撮可能な状況があったことが明らかとなっている。

市教委は、20項目の取り組み事項の中で、各学校のプール、更衣室等の点検を行い、外部からの覗き、盗撮が行われないよう改修、修繕を行うこととし、また、教室、トイレ、更衣室等の学校施設を定期点検し、不審物がないか確認することとしている。これらの取り組みについては、一時的なものではなく今後も継続的に実施していくことが必要である。

なお、横浜市では、盗撮防止対策として、隠しカメラの探査機器を導入・配備し、市教委が各学校に貸与する制度を設けている。近時の盗撮機器は小型化し、隠蔽性の高い機器が市販され容易に購入できる状況があることからすれば、このような探査機器を導入していくことも、盗撮防止の対策の一つとなり得るものである。

第6 終わりに

児童・生徒に対する性犯罪・性暴力は、子どもの人権を著しく踏みにじる行為であり、被害に遭った子どもの心身に長期にわたる有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。本件事案により、みよし市におけるこれまでの学校の安全管理体制、教職員の倫理感、特に児童生徒性暴力等に対する意識につき、様々な課題があることが判明した。

本P.T.が提言した再発防止策は、現時点での一提案にすぎない。このような事案が、二度と起こらないよう、みよし市、みよし市教育委員会、そしてみよし市内の各学校及びその教職員は、改めて児童生徒性暴力等を行うことが教職員として絶対に許されないことを自覚し、一体となって児童生徒の安全を守るために継続的に再発防止に取り組み、実行していくことを期待するものである。

以上

みよし市内中学校における盗撮等事案に関するプロジェクトチーム

会長 大見 宏



委員 杉原 浩介



委員 河野 玲子

